

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第8回都・市町検討会

1 日時・場所

令和元年5月10日（金）15:00～16:30

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3 議題

(1) 基本方針（案）について

(2) その他

4 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」都・区市町策定検討会議設置要綱
- ・ 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）
- ・ 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）〔概要版〕
- ・ 検討スケジュール

5. 議事録（質疑）

町田市

- ・ 基本方針の中間のまとめ時点では検討項目であった隅切りが、今回の検証項目から外れた理由を説明してもらいたい。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

- ・ 隅切りについては、その数が多いことや整備状況も様々であるため、今回の検討項目とは別に対応することにした。

三鷹市

- ・ 歩道幅員の評価の指標としている歩行者交通量について、今回の検討では約4,000人/12時間（両側）以上を歩行者が多い目安としているが、今後、いろいろな検討する時の目安になるが、この数字で大丈夫か。専門アドバイザー委員会で確認してもらいたい。
- ・ 現況道路に合わせて都市計画道路を変更する箇所について、用途地域の考え方を整理し

てもらいたい。

- ・本検討の対象路線や検討主体等について、都と市町で共有しておくべきでは。
- ・基本方針（案）P-15[1]の新たな検証項目のいずれにも該当しない区間について、どのような区間かわかりにくい。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

- ・本検討において、バス及び歩行者の交通量に閾値を設けているが、これらは本検討で現道进行评估するための幅員を決定するために設定したものである。あくまで本検討における目安であり、これらの閾値は他の検討で引用するものではないと考えている。また、前回の専門アドバイザー委員会でも幅員の評価に関する説明を行い、先生方にも確認していた。
- ・基本方針（案）本編 P-70 にて、「計画の変更となった対象路線は、沿道の用途地域など関係する計画等について、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえて関係する自治体と調整した上で、必要な都市計画手続きを行っていきます」と記載のとおり、各種調整した上で都市計画の変更手続きを行うことになる。
- ・都市計画道路の検討主体や検証結果については、昨年度末に各区市町に照会した資料で共有できているものと考えている。
- ・基本方針（案）P-15 の新たな検証項目のいずれにも該当しない区間とは、基本方針（案）P-12 表 2-1「検討対象の内訳」の広域的な道路かつ現道無道路の約 50 kmの区間のうち、「2 交差部の交差方式等の検証」と「3 計画重複等に関する検証」に該当しない区間となる。

以上

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第8回都・市町検討会 東京都 出席者名簿

所 属		備 考
都市整備局	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 街路計画課長 街路計画調整担当課長	

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第8回都・市町検討会 市町 出席者名簿

所 属		備 考
八王子市	都市計画部 交通企画課長	
立川市	まちづくり部 都市計画課長	
武蔵野市	都市整備部参事（まちづくり調整担当）	
三鷹市	外郭環状道路等広域まちづくり担当部長・まちづくり推進課長事務取扱	
青梅市	都市整備部 土木課長	
府中市	都市整備部 計画課長	（代理）
昭島市	都市計画部 都市計画課長	（代理）
調布市	都市整備部副参事 兼 街づくり事業課長	
町田市	道路部 道路政策課長	
小金井市	都市整備部 都市計画課長	
小平市	都市開発部 都市計画道路担当課長	
日野市	まちづくり部 都市計画課主幹	
東村山市	まちづくり部 都市計画課長	
国分寺市	まちづくり部 まちづくり計画課長	（代理）
国立市	都市整備部 都市計画課長	
福生市	都市建設部 まちづくり計画課長	
狛江市	都市建設部 まちづくり推進課長	（代理）
東大和市	都市建設部 都市計画課長	
清瀬市	都市整備部 まちづくり課長	
東久留米市	都市建設部 道路計画課長	
武蔵村山市	都市整備部 都市計画課長	
多摩市	都市整備部 都市計画課長	
稲城市	都市建設部 都市計画課長	（代理）
羽村市	都市建設部 都市計画課長	
あきる野市	都市整備部 都市計画課長	
西東京市	都市整備部 都市計画課長	
瑞穂町	都市整備部 都市計画課長	
日の出町	まちづくり課長	（代理）